

平成25年度長野市の保育所保育料について（答申案）

保健福祉部 保育家庭支援課

「子ども・子育て関連3法」により、平成27年度から子どもの教育・保育、子育て支援を総合的に進める新しい仕組みが導入され、認定こども園・幼稚園・保育所を通じた共通の給付（施設型給付）が創設されるとともに、利用者負担（保育料）などの公定価格の改定が予定されています。

このような状況であるため、国から現行の保育所保育料について改定するとの情報がなく、本市では、子育て世帯の負担軽減及び少子化対策の観点から、平成25年度の保育所保育料については、据え置きしたいと考えております。

（参考）新制度における国の利用者負担の基本的な考え方

新制度の利用者負担については、次に掲げる考え方を基本とする。

- ① 現行制度の利用者負担の水準
- ② 所得階層区分及び利用時間の長短の区分ごとに定額又は応能負担額を設定

なお、利用時間の区分については、細切れではなく、長時間・短時間の2区分とし、延長保育も従来と同様に実施する。

利用者負担の水準については、国の「子ども・子育て会議」において検討された上で、平成26年度の早い時期に骨格が示される予定となっている。

平成25年度保育料徴収基準額表(月額)

長野市

階層区分	定 義		3歳未満児	3歳以上児
A	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0円	0円
B1	A階層及びD階層を除く、24年分所得税非課税世帯で、右の区分に該当する世帯(注)③	24年度分(23年分所得に対する)市町村民税非課税世帯	0	0
B2		左の区分に該当する世帯で上記以外の世帯	1,800 (900)	1,200 (600)
C1		24年度分(23年分所得に対する)市町村民税課税世帯	8,900 (4,450)	6,600 (3,300)
C2		左の区分に該当する世帯で上記以外の世帯	9,900 (4,950)	7,600 (3,800)
D1	A階層を除く24年分所得税課税世帯で、その所得税額が右の区分に該当する世帯	7,500円未満	14,200 (7,100)	11,900 (5,950)
D2		7,500円以上 20,000円未満	19,400 (9,700)	16,800 (8,400)
D3		20,000円以上 40,000円未満	24,500 (12,250)	21,700 (10,850)
D4		40,000円以上 60,000円未満	31,500 (15,750)	25,200 (12,600)
D5		60,000円以上 80,000円未満	40,500 (20,250)	26,100 (13,050)
D6		80,000円以上 103,000円未満	44,000 (22,000)	26,600 (13,300)
D7		103,000円以上 183,000円未満	50,500 (25,250)	27,200 (13,600)
D8		183,000円以上 283,000円未満	53,600 (26,800)	28,700 (14,350)
D9		283,000円以上 413,000円未満	54,500 (27,250)	29,600 (14,800)
D10		413,000円以上 734,000円未満	55,600 (27,800)	30,700 (15,350)
D11		734,000円以上	56,700 (28,350)	31,800 (15,900)

(注) ① 同一世帯から保育園、幼稚園又は認定こども園、特別支援学校の幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、又は児童デイサービスを利用している2人以上の就学前児童がいる場合、年齢の低い児童(2子目)に係る保育料は()内の額に軽減されます。なお、同一世帯から3人以上前記の施設のいずれかを利用している場合は、3子目(3番目に年齢の高い児童)以降の保育料は無料です。

保育園以外の幼稚園、認定こども園等に入所又は利用している就学前児童を保育料の算定対象人数に加えるには、<複数通園児童保育料軽減届出書>をご提出ください。

すべてのお子さんが保育園に通園している場合は、届出書の提出は必要ありません。

② 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方、特別児童扶養手当・国民年金の障害基礎年金を受けている方と同居の世帯の方が対象です。手帳及び受給証書の写しをご提出ください。

③ 所得税・市民税は、配当控除や住宅取得控除等の税額控除適用前の額とします。

④ 保育料は、入園した年度の初日の前日現在の年齢で認定し、入園後に年齢が変わっても、年度中は入園した年度の初日の前日現在の年齢とします。

⑤ 表中のD1～D11階層における所得税額は、平成22年度税制改正により廃止された年少扶養控除(0歳～15歳)及び特定扶養控除(16歳～18歳)の上乗せ部分について、引き続き当該扶養控除があるものとして税制改正前の控除額で計算することにより調整した額とします。